

岡山家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成17年11月9日（水）午後3時から午後5時05分

第2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

第3 出席者

13人（男性9人、女性4人）中11人（男性9人、女性2人）の委員が出席

第4 議事

1 岡山家庭裁判所長あいさつ

2 委員会の運営等について

▪ 委員長の選任

委員長である委員の解任（辞任）に伴い委員長の選任が行われ、委員長に岡山家庭裁判所長である委員が選任された。

なお、次のような意見が述べられた。

○ 家裁所長以外に立候補者がいなければやむを得ないが、所長が委員長だと、委員長に対して発言しているのか、家裁の所長に対して発言しているのか、発言している側も聞いている側もあいまいになってしまうので、委員会の最後に委員会としての議事の取りまとめをしていただきたい。委員長に家裁所長になることは建前論を言えば、あまり望ましくない形ではあるが、特に異論はない。

○ 事務局との打合せ等の便宜を考えると他の委員は、それぞれ仕事を持っていて時間的なものなどがタイトになるので、所長に委員長をしていただくのが良いのではないか。

▪ 副委員長の指名

新委員長から従前の副委員長が引き続き指名された。

3 成年後見制度に関する説明

成年後見制度をとりまく現状と課題について、家事係家庭裁判所調査官から説明が行われた。

4 意見交換

「成年後見制度をとりまく現状と課題について」というテーマで意見交換がされた。

なお、意見交換では、次のような意見等が述べられた。

【申立て、取下げ関係】

○ 後見相当の案件については、申立てを取下げさせずに本人のために後見人を付ける運用はできないか。

○ 本人を守るため、公益性の点から取下げをさせないで第三者後見人を選ぶ方が相当ではないかという事案が中にはある。例えば、将来の唯一の相続人で親の財産は自分に入るのだから湯水のように使って良いと思って後見開始の申立てをしたところ、そういう使い方は良くないという指摘を受けたとか、預貯金が相当多額なので親族後見人よりも第三者後見人を付ける方が適当と伝えたら、身内の問題に第三者が入るのは嫌だということで取下書を提出されるような例もある。

○ 岡山は、広島などに比べて権利擁護事業の件数そのものが少ないことが成年後見の市町村長の申立てが少ないことにつながっているのではないか。

○ 岡山では市町村長の申立てが伸び悩んでいて、申し立てられるのは相当難しい事件ばかりで、本当に身の回りの日常支援の活動をしている権利擁護事業あたりから申立てを

してくる本来の在り方からほど遠いところもある。

【審理期間関係】

- 本人を取り巻く状況も刻々変わっていくケースで、申立てをしてから審判が出るまで7か月も掛かって非常に困ったということも聞いたので、審理期間を短くできないか。
- 審理期間は、おおむね4か月程度だが、それ以上に長期化する要因としては、財産調査の資料がなかなか集まらない、本人の面接調査に赴くのに時間が取られる、本人の推定相続人に照会を出す、回答を得るまでに時間を要している等がある。また、主治医を鑑定人に指定できないような場合に鑑定人を探すのに時間が掛かることもたまにはある。

【鑑定関係】

- 鑑定が原則として要求されているが、主治医が診ても当然今までのデータで分かる事案については、費用とか日数も要因に入れて鑑定の省略を検討できないか。
- 当初、最高裁家庭局と精神科医の団体の打合せで鑑定料は10万円以下に抑えるべきであるということで一致していた。岡山県では10万円以下、できれば5万円程度で行ってほしいと各精神科医に知らせているが、全国的には高額な鑑定料もあるので、全国レベルでの再度の周知が必要ではないか。
- 10万円、5万円の鑑定料でもきつという人たちもいる。
- 岡山家裁では、鑑定費用が掛かるとか、日数を要するという視点で鑑定を省略したケースはないという認識である。鑑定費用が負担になっているという状況は認識している。鑑定を省略しているケースとしては、本人が植物状態であるとか、植物状態に準ずるような場合であって、客観的に裁判所が分かるようであれば鑑定を省略する場合もある。
- 本人が入院している場合は、その病院の医師に鑑定してもらうことが多いと思うが、申立人がその病院の医師にしてほしいと言えればそれを認めているのか。また、弁護士が代理で行う場合、最近では申立書に裁判所の書式を使っの診断書を付ける場合もあるが、その場合は鑑定を省略してもらえるのか。
- 鑑定人の選任の実情は、予め主治医に鑑定の諾否を打診して、引き受けてくれれば、ほぼ主治医に鑑定を依頼することになるが、引き受けてくれない場合には裁判所で鑑定人を探すことになる。機動力のある鑑定人を探すのに苦労している。鑑定は、申立て時の診断書とは別に法律で要求されているため、診断書の診断医が主治医で鑑定人と同一人だからといって鑑定を省略するという発想はなかった。
- 精神科医にも専門があつて鑑定を受けるとしても、老人を専門にやりたい人、子どもの知的障害とか子どもの鑑定であれば受けるという人、あるいは、大人の精神障害による慢性的な障害によって能力が低下している人については受けるという人、と様々である。
- 鑑定書の書式もマークシートのようにポイントを列記して、これがあると何点、これは後見とか、保佐というようなものを作って、それを精神科の研修で徹底すれば鑑定も早くなるのではないか。
- 鑑定書の様式自体を自分で作らなければならず、そこで止まっている精神科医もいるので、様式を電子データで送付して、それに打ち込んでいけばよいという形にすればかなり迅速化すると思う。

【後見人報酬関係】

- 後見人、保佐人、補助者の報酬のおおざっぱな基準でも示すことはできないか。

○ 後見人として行う仕事の内容とか、後見人を申立人にするか、第三者の弁護士、司法書士などにするのかでも報酬は違ってくる。

費用はやはり下げなくてはならないと考えていて、大事な法律上の課題があるようなところだけ第三者、例えば弁護士とか司法書士を後見人として、それが終了したら申立人に引き継ぐような運用も始めている。

○ 被後見人が亡くなった場合には、第三者後見人は報酬を相続人からもらうしかないが、相続人と第三者後見人が対立状態のような場合には、相続人から報酬を払ってもらうのは難しいので、何らかの対策を考えていただきたい。また、長引く案件については、途中でも報酬がもらえるようになればとも思う。

【制度の広報関係】

○ 岡山家裁の申立件数は、導入の年の平成12年が151件、平成16年が324件と増加しているが、まだ制度が理解されていないか、関心が低いというように思われるので、この制度を大勢の方に知ってもらいたい。これだけ悪徳商法とか、詐欺事件だとかが多いと、重要な制度になってくるので、私たちも大いにPRしたい。

○ 確かに制度が浸透していないということはあると思う。裁判所全体の広報としてはホームページもあるが、岡山家裁では今年から広報誌を作り、成年後見なども取り上げ、市町村とか、学校関係とかにも送っている。

○ 成年後見の広報なら学校関係に広報誌を配ってもまだ親しみがない年代なので、むしろ老人会とか、地域の連合町内会とかなどの方が身近かではないか。

【その他】

○ 岡山家裁では、事件数が伸びると現状の運用では耐えきれないのではないかとということで、運用として、本人の財産関係の資料については申立段階で一括して申立人から出してもらえないか、また、申立ての機会を利用して、そのときに調査ができないか、そして、調査と精神鑑定は、同時並行して行うのを原則とするなどを検討している。

○ 後見人候補者の育成ということでは、家裁に成年後見に関する講師依頼があり、税理士、司法書士あるいは社会福祉士などの研修に講師派遣を行っている。

○ 戸籍一つ取るにしてもめんどくさいという感じをみんなが持っている状況の中では、この制度はなかなか浸透しにくいのではないかと思う。

○ 施設入所者の後見人には、入所している施設に関連する他の施設等の社会福祉士が後見人になることができればと思う。

○ 介護保険などから後見の申立てをするときの費用が出るような制度でも創ったらよいのではないか。また、後見になったとしても今は登記だけだが、一目で分かるような公示の方法があればと思う。

5 次回期日等

次回は、平成18年2月10日に引き続き成年後見をテーマとして開催されることとなった。